

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールか画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

■クーリング・オフの手続きの手順(ハガキの場合)

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社××××□□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 新潟県〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- | | | | |
|---|------------|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ●訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等) ●特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等) ●電話勧誘販売 ●訪問購入(いわゆる訪問買取) | 8日間 | <ul style="list-style-type: none"> ●業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等) ●連鎖販売取引(マルチ商法) | 20日間 |
|---|------------|---|-------------|

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

消費者ホットライン188 (局番なしの3ケタ番号)

または、お近くの消費生活センター等で相談ができます。

名称	電話番号	名称	電話番号
新潟市消費生活センター	025-228-8100	佐渡市消費生活センター	0259-57-8143
長岡市消費生活センター	0258-32-0022	魚沼市消費生活センター	025-792-8844
上越市消費生活センター	025-525-1905	南魚沼市消費生活センター	025-772-2541
三条市市民なんでも相談室	0256-34-5553	胎内市消費生活相談窓口	0254-43-6111
柏崎市消費生活センター	0257-23-5355	聖籠町消費生活センター	0254-27-1958
新発田市消費生活センター	0254-28-9110	弥彦村住民課	0256-94-3132
小千谷市消費生活相談窓口	0258-83-3509	田上町住民課	0256-57-6115
加茂市消費生活相談窓口	0256-52-0134	阿賀町まちづくり観光課	0254-92-4766
十日町市消費生活センター	025-757-3740	出雲崎町住民課	0258-78-2294
見附市消費生活相談窓口	0258-62-1700	湯沢町住民課	025-784-3453
村上市消費生活センター	0254-53-2111	津南町税務町民課	025-765-3113
燕市消費生活相談窓口	0256-77-8302	刈羽村産業政策課	0257-45-3913
糸魚川市消費生活相談窓口	025-552-1511	関川村総務課	0254-64-1476
妙高市消費生活相談窓口	0255-74-0042	粟島浦村産業振興課	0254-55-2111
五泉市消費生活センター	0250-47-4578		
阿賀野市消費生活相談窓口	0250-62-2510	新潟県消費生活センター	025-285-4196

※相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。このリーフレットについてのお問い合わせ【新潟県消費生活センター】☎025-281-5516 令和5年12月作成

「この話、いいかも!」 思ったあなた、 いいカモです。



関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン

商品の購入や契約に関するトラブルは

消費者ホットライン

局番なし **188**

泣き寝入りは「いや!」

「あれ?おかしいな…」 「困ったな…」

→ **ひとりで悩まず、すぐ相談!**

お近くの消費生活相談窓口につながります
 相談者や相談内容に関する秘密は守られます

消費生活センター等の相談窓口では、商品の購入や契約などの消費者トラブルに対し、解決のための助言や情報提供、あっせんなどを行っています。

仕方がないとあきらめず、すぐにお電話ください!

新潟県消費生活センター 検索

ウマイ話には裏があるかも…!



困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

■マルチ商法

販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



ウマイ話はない!

カモにならないために…

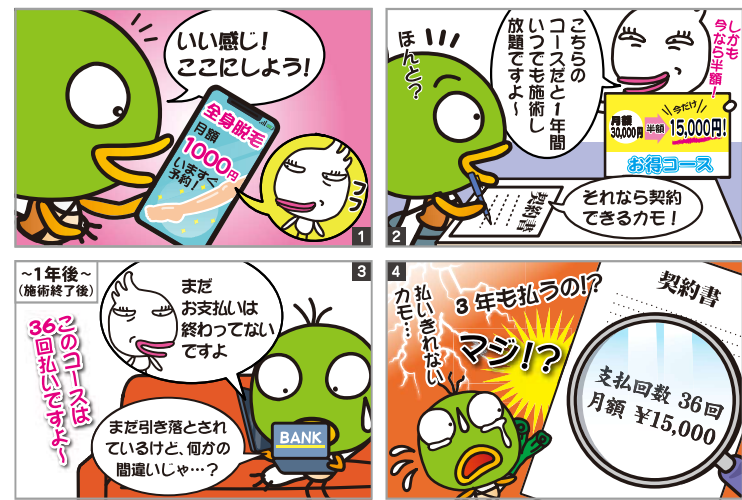
- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達から誘われても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…

■美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思い店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



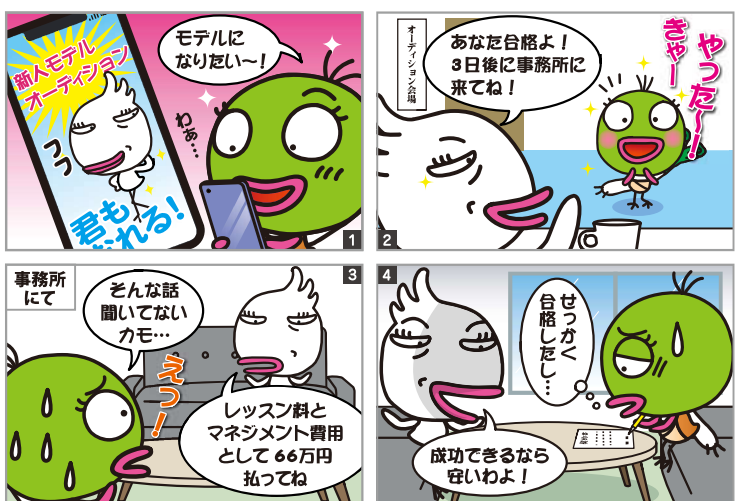
ちゃんと確認して!

カモにならないために…

- 「今日決めるなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

■アポイントメントセールス

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。



カモにならないために…

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けないか**」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

■定期購入に関するトラブル

SNS広告等を見て、通常より安く「お試し」で購入したところ、実は定期購入が条件だったというトラブルが多く見られます。



契約前によく考えて!

カモにならないために…

- ネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 「お試し」で割引価格をうたう広告は、定期購入が条件になっていないか、契約内容を**最終確認画面**でよく確認する。
- 解約や返品条件は、注文前に必ず確認する。
- 通信販売はクーリング・オフができない。